

## **(議事要旨 1) テーマ提言について**

### **(前回会議までに提案されたテーマ)**

#### **株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について**

第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、事務局から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

#### **実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正**

第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催）で提案された「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」に関し、事務局から、非上場会社の繰延資産の状況に関する調査の状況について説明がなされた。

#### **バーチャル PPA の会計処理について**

第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）で提案された「バーチャル PPA の会計処理について」について、企業会計基準委員会の中條委員及び越智ディレクターから、企業会計基準委員会の実務対応専門委員会のテーマ評価の内容について説明が行われた。

事務局からは、実務対応専門委員会のテーマ評価の内容を踏まえ、追加情報の収集及び分析を行ったうえで次回以降の企業会計基準諮問会議に諮ることが提案された。

事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 脱炭素化の動きが国際的にも加速しているため、バーチャル PPA の会計処理を検討するニーズはあると考える。日本基準においては、デリバティブに該当するか否かが議論になると考えており、将来の数量が変動するというこれまでに類型がない特色のある取引であることを踏まえ、範囲等を絞った上で当面の対応について検討を進めるアプローチ 1 を支持する。この点、実務の多様性を踏まえどこまで比較可能性を確保する必要があるのか、また、税務上の取扱いも確認する必要があると考えるため、アプローチ 1 を前提としたうえで継続して調査するという事務局の提案に賛同する。
- 対象を限定し優先度の高い論点に対し早期に会計処理の明確化を図るとするアプローチ 1 に賛同する。ただし、需要家の議論だけで終わるのでなく、別途、発電事業者における取扱いについても対象範囲とするかの議論は必要であるとする。
- 社会的要請に速やかに対応しテーマ提案者のニーズに応えるという観点でアプローチ 1

に賛同するが、将来的には国際的な動向と整合性を図る必要があるという点を関係者に周知した上でプロジェクトを進める必要があると考える。

これらの意見を受け議長より、当該「バーチャル PPA の会計処理について」について引き続き事務局で検討のうえ、次回以降改めて審議を行う旨説明がなされた。

以 上